

日本の商標法は登録主義に基づいており、出願時には使用していないが将来使用を検討している商標についても登録を受けることができる。しかし、商標が不使用のまま登録されていると、第三者の事業の妨げとなる場合もある。特に、近年では、中国における商標登録は急増しており、また、潜在的な商標は有限であるため、不使用商標が第三者の選択を狭めるという問題について検討する意義は高まっている。我が国では、1996年に商標法条約を批准するため更新出願制度を廃止している。以前は、更新に際して更新出願を必要とし、更新登録の出願前3年以内に当該商標が使用されていないときは、更新不可とされていた。そのため、制度改正は不使用商標を増やした可能性がある。他方で、1998年には、請求人適格の緩和による不使用取消審判制度の改善など不使用商標対策が講じられた。また、2007年から、不使用商標対策として、出願時に、1区分中に、8以上の類似群コードにわたる商品・役務を指定している場合は拒絶理由の対象とする審査が運用されている。そこで我が国における不使用商標の実態を調べるとともに、上記制度変更等の影響について初歩的な分析を試みたので、その結果を報告する。